

■ 注意点

- ・ 申請時期や支給時期は、各市町村によって異なります。
- ・ この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。
※町や総務省などがATM（銀行、コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
※町や総務省などが住民の皆様の世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは絶対にありません。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 7071

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」 に伴う住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（家計急変世帯向け）のお知らせ

住民税非課税世帯臨時特別給付金に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情がある認められる世帯に対して臨時特別給付金を支給します。

■ 給付対象者は？

基準日（令和3年12月10日）に、安平町の住民基本台帳に記録されている方であり、令和4年1月以降の家計急変世帯を対象としています。ただし、住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象ではありません。

■ 給付額は？

給付対象世帯1世帯につき10万円（支給は1回のみ）。給付対象者が属する世帯の世帯主名義の口座へ振り込みます。

■ 申請期限は？

8月15日(月)から9月30日(金)までの期間で申請を受け付けます。

■ 支給時期は？

申請書類提出後、健康福祉課より振込日を記載した決定通知をお送りします。

■ 申請方法は？

健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）の窓口申請書を設置しています。ご希望の方には、申請書一式を送付しますので、下記までご連絡ください。町ホームページからもダウンロードできます。

以下の必要書類を揃え、郵送または上記窓口にて申請してください。

- 必要書類
- ① 申請書
 - ② 収入見込み額の申立書
 - ③ 申請者の本人確認書類の写し
 - ④ 受取口座を確認できる書類の写し（世帯主名義のものに限る）
 - ⑤ 「令和4年中の収入（所得）見込み額」または「任意の1か月の収入」の状況が確認できる書類の写し（世帯全員分）

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 7071